

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年2月3日（令和7年（行情）諮問第144号ないし同第146号）

答申日：令和7年5月28日（令和7年度（行情）答申第35号ないし同第37号）

事件名：特定事業場が特定労働基準監督署に届け出た「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届」（令和3年度）の不開示決定（不存在）に関する件

特定事業場が特定労働基準監督署に届け出た「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届」（令和4年度）の不開示決定（不存在）に関する件

特定事業場が特定労働基準監督署に届け出た「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届」（令和5年度）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月3日付け東労発総開第6-158号、同第6-159号及び同第6-160号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1に係るもの。令和7年（行情）諮問第144号）

行政処分庁の開示決定通知に疑義があるので、審査請求する。

不開示通知書をみると「1不開示決定した行政文書の名称」が、「特定株式会社特定事業場（住所（略））が特定労働基準監督署Aに届け出

た「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届」
(令和5年度)(原文ママ)」との記載がある。

「2不開示とした理由」をみると、受け付けておらず、当該文書を保有していないためとある。

これについて、開示請求書を東京労働局職員の手書きと思われるもので修正されている。

他方、開示請求人のところに残っている補正書の控えをみると、このように開示請求書を修正されるいわれがない。

また、本社が届け出ている可能性もあるし、特定労働基準監督署Bに届け出ている可能性もあるかもしれない。開示請求で、事業場を特定すれば、東京労働局管内にある当該書類を検索していただくことは不可能なのか、という疑念がある。

開示請求人は、対象となる事業場(と本社)だけを特定して都道府県労働局長に開示請求すれば、当該文書を検索して開示する義務が都道府県労働局長にあると考えるが、ないと考えるか。また、審査会も同旨で考えているのか、審査請求で考えを示されたい。

審査請求人としては、労働基準監督署に立ち入り不可能なのだから、文書の所在のありかとして、事業場の所在地と本社の所在地の法人名を示せば、あとはその情報をもとに、検索していただきたいと考える。

本件で言えば、特定事業場が、特定労働基準監督署Aとある。特定株式会社は、一部、社会保険労務士事務所に外部委託をしていたり、特定事業場が直接、当該書面を作成していない可能性もあると考えている。産業医と契約を事業所レベルで取り結んでいるとは考えられず、本社が取り結んでいる蓋然性が高い。

とりたてて、特定事業場がと書いているのは、審査請求人ではなく、まず東京労働局職員作成の書面で、追認した形となっている。これは、東京労働局職員が特定事業場以外のところ、外部の社会保険労務士事務所や本社が当該書面を作成し、特定労働基準監督署Aに届け出ていることを了知した上で、不合理に不開示にすることを目的として補正書なるものを必要も無いのに作成し、同意を取り付け、開示請求人があたかも特定事業場が届け出たものを開示請求していて、他者や他部門が開示請求人が求めている文書を届け出たとしてもそれは開示請求していない状態をもっていったことはないだろうか。

こういう手法は、千葉労働局長、千葉労働局はすでに実施しており、同種の手法を東京労働局長らが行っていても不思議ではない。

そもそも繰り返し他の開示請求でも言っているが、補正をする理由がないように思う。あるとしても必要最小限度にしぼるべきだが、不必要な補正で特定事業場が、と改変させられた。

- (2) 審査請求書2（原処分2に係るもの。令和7年（行情）諮問第145号）

行政処分庁の開示決定通知に疑義があるので、審査請求する。

不開示通知書をみると「1不開示決定した行政文書の名称」が、「特定株式会社特定事業場（住所（略））が特定労働基準監督署Aに届け出た「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届」（令和4年度）」との記載がある。

上記（1）と同旨のため略

なお、当該文書の令和5年度、令和3年度の開示請求をしている。施行令13条2項2号の適用によりこれらは1つの手数料徴収で3つの処分が相当と考えるが、まず諮問庁の考え、審査会の考えを示していただきたく、審査請求する。

- (3) 審査請求書3（原処分3に係るもの。令和7年（行情）諮問第146号）

上記（1）と同旨のため略

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年8月22日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定株式会社が、『清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届』、『時間外労働・休日労働に関する協定届』、『産業医選任届』を特定労働基準監督署Aに届け出た行政文書。令和3年度、令和4年度、令和5年度のもの。年度を年に読み替えても良い。」に係る各開示請求をした。
- (2) 処分庁は、令和6年8月、特定株式会社は派遣、業務受託等を行っており、特定労働基準監督署Aの所轄に複数の事業場を有することが想定されることから、そのうちのどの事業場の届を請求対象としているのか特定してもらうために、審査請求人に対して、補正の参考となる情報（法4条2項）を付記した「質問回答票（開第6-158～第6-166号）」（以下「補正書」という。）を送付した。審査請求人は、同年9月、特定労働基準監督署Aの所轄である「特定株式会社の特定事業場」の各届が請求対象である旨を回答した。なお、補正書には、特定労働基準監督署A所轄外にある特定株式会社の事業場から提出された上記（1）の各届も請求対象に含まれる場合は、その旨を記載する欄が設けられているが空欄となっている。
- (3) 処分庁は、補正書の回答を踏まえ、本件各開示請求は9件の行政文書に対するものと判断し、行政文書開示請求書を手書きで補正するとともに、9件の行政文書のうち、特定株式会社の特定事業場が特定労働基準監督署Aに届け出た「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に

関する協定届」(令和3年度分ないし令和5年度分)(本件対象文書)の探索を指示した。特定労働基準監督署Aは、本件対象文書を探索したが、届出の事実は確認できず、また、該当文書の存在も確認できなかった。

このため、処分庁は、令和6年10月3日付け東労発総開第6-158号ないし同第6-160号により、各不開示決定(原処分)をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月12日付け(同年11月5日受付)で本件各審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届」について

労働基準法は、1週40時間・1日8時間労働制及び週休制の原則を定めているが、使用者が就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定に委ねることとした労働者については、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、法令等で定める事項を協定したときは、清算期間として定められた期間を平均し、1週当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲において、1週又は1日の法定労働時間を超えて労働させることができると定めている。

また、清算期間が1箇月を超える場合においては、当該協定書を事業場所轄の労働基準監督署長に届け出ることが義務づけられている。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、各審査請求書において「開示請求書を東京労働局職員の手書きと思われるもので修正されている。他方、開示請求人のところに残っている補正書の控えをみると、このように開示請求書を修正されるいわれがない。」と主張しているが、本件各行政文書開示請求書の補正については、上記1(2)のとおり審査請求人が提出した各補正書の内容を補正受付日に担当職員が追記したものであり、当該取扱いの範疇において必要な範囲での記載と認められる。

また、審査請求人は、「対象となる事業場(と本社)だけを特定して都道府県労働局長に開示請求すれば、当該文書を検索して開示する義務が都道府県労働局長にあると考えるが、ないと考えるか。また、審査会も同旨で考えているのか。審査請求で考えを示されたい。」と主張して

いるが、労働基準監督署への届出文書は、都道府県労働局管内の労働基準監督署が日常業務の中で所轄の事業場から受理・保管しているものであり、審査請求人が主張するようにその請求の都度、管内全ての労働基準監督署における探索を行うとなれば、その膨大な保有行政文書の中から、複数の特定事業場に関する届出文書を探索する、つまり、複数の署において、多くの職員によって届出文書を探索する必要があるものと認められ、行政事務に著しい支障が生ずる恐れが生じることから、対象となる事業場の所在地を管轄する署を特定し、当該署への届出文書を探索することで足りるよう補正を求めている。この取扱いは、法4条1項2号についての考え方である「請求を受けた行政機関の専門職員が合理的努力で特定しうる程度の記載」を求めるものに合致しており、審査請求人の主張では、法4条1項の求める行政文書の特定として十分とは解しがたい。（参考：平成17年度（行情）答申第286号、平成20年度（行情）答申第391号、弘文堂刊「条解行政情報関連三法」267頁、有斐閣刊「新・情報公開法の逐条解説」）。

このため、原処分を取り消しを求める審査請求人の主張は、いずれも当を得ないものであることに加え、本件対象文書の保有については上記1（3）のとおりであるから、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月3日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第144号ないし同第146号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年5月22日 令和7年（行情）諮問第144号ないし同第146号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書を保有していないとする上記第3の1(3)の諮問庁の主張を覆すに足りる特段の事情は認められず、東京労働局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

(2) 求補正の手続について

処分庁は、本件開示請求の開示請求書には、「開示請求をする行政文書の名称等」の欄に、本件対象文書の協定届を届け出た者として特定株式会社の名称のみが記載され、当該協定届の対象となる事業場の名称及び所在地が記載されていなかったことから、この事業場の名称及び所在地について、審査請求人に対し、以前に同様の開示請求をした際の事業場と同一でよいかを問い合わせ、「はい」との回答を得た。そこで、処分庁は、上記事業場をもって、本件開示請求に係る協定届の対象として扱ったものである。なお、本件開示請求の開示請求書には、上記協定届の届出先として「特定労働基準監督署A」との記載がある。

審査請求人は、開示請求書には特定の事業場の記載は不要である旨主張するとも解されるが、特定株式会社の業態等や本件における開示対象文書の検索に要する処分庁の労力に鑑みると、事業場の記載を促したと解される処分庁の措置については、特段の問題はないということができ、上記の求補正の手続には、特段の問題があるとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、開示請求手数料の算定に関する処分庁の措置に不服がある旨主張するが、この主張を始め、審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、東京労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙 本件対象文書

- 1 特定株式会社の特定事業場が特定労働基準監督署Aに届け出た「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届」（令和3年度）
- 2 特定株式会社の特定事業場Aが特定労働基準監督署Aに届け出た「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届」（令和4年度）
- 3 特定株式会社の特定事業場Aが特定労働基準監督署Aに届け出た「清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届」（令和5年度）